

令和7年度江東区社協だより広告掲載募集要領

7 江東社協総第27号

令和7年4月12日

I 社協だより概要

1 発行予定部数

夏号（236号） 300, 500部

冬号（237号） 301, 000部

※夏・冬号（236・237号）は、299, 000部を江東区内全域に
ポスティングにより配付する他、区内公共施設等に掲示する。

2 発行予定日

	(発行予定)	(原稿締切日)
夏号（236号）	6月25日	5月15日 17:00
冬号（237号）	1月5日	11月25日 17:00

- 3 仕様 夏号（236号） タブロイド判カラー12ページ
冬号（237号） タブロイド判カラー8ページ

II 広告の掲載について

1 広告を掲載する優先順位

社会福祉に理解があり、江東区の福祉増進に寄与すると認められる事業所とします。その中でも、江東区社会福祉協議会の会員である事業所を優先いたします。

2 掲載の制限

掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 社協だよりの内容、公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人事募集、その他これらに類するもの
- (3) 風俗営業等に関するもの
- (4) 個人の名刺広告またはその疑いのあるもの
- (5) 貸金業いわゆるサラリーマン金融等に関するもの
- (6) 不動産広告
- (7) 公の秩序、または善良な風俗に反するもの、また反するおそれのあるもの
- (8) その他、会長が適当でないと認められるもの

3 広告掲載寸法、掲載位置

- (1) 広告の寸法は、概ね横 80mm 縦 40mm とします。
- (2) 広告の掲載数は、1面及び最終面の下段（1ページ3枠）とします。
但し、夏号（236号）の最終面は、中段（振込用紙裏面の上）とします。
※複数枠の申込みも可能です。

4 掲載の申込み及び決定

申込み希望者は、原則として掲載を希望する号の発行予定日のおおむね1カ月前までに本会指定の申込書に必要事項を記入の上、お申込みください。

申込み内容を本会にて審査し、適当であることを確認の上決定し、ご連絡いたします。

なお、申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

5 版下（原稿）の提出について

外部メディアに記事を入力して、発行日の原稿締切日までに、江東区社会福祉協議会に郵送またはご持参していただくか、指定するメールアドレスに送信してください。

Ⅲ 広告掲載料金について

- 1 広告料は、1枠あたり25,000円（消費税込み）とします。
- 2 広告料は、社協だより審査の決定通知後1週間以内に、本会指定の口座へお振り込みいただくか、窓口へご持参下さい。
（振込の際の手数料は、広告主負担となります）

Ⅳ その他

- 1 広告の版下に関する一切の責任は、申込み者が負い、広告の版下の作成及び郵送等に係る一切の費用は、申込み者の負担とします。
- 2 校正は1回限りといたします。
- 3 本会ホームページに社協だよりを掲載（PDF形式）する際、広告部分は削除いたします。

V 申込み・問合せ先

社会福祉法人 江東区社会福祉協議会 総務課 管理係
〒135-0016 江東区東陽6-2-17 高齢者総合福祉センター2階
Tel 3647-1895 Fax 3647-5833
E-mail kanri@koto-shakyo.or.jp